

29環廃第196号
平成29年9月8日

産業廃棄物処理業者 各位

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課長

「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に係る産業廃棄物処理業の許可証の取り扱いについて（通知）

日頃から、本市の廃棄物処理行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の改正に伴い、新たに「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に関する規制が、平成29年10月1日に施行されます。

産業廃棄物処理業の許可証については、取り扱う産業廃棄物の種類に当該廃棄物を含む旨を明記することとなり、本市においては、別添の3頁「処理業者の許可証について」に記したとおり取り扱うこととします。

現に当該廃棄物を取り扱っている場合は、今回の改正をもって産業廃棄物処理業の許可の変更を伴うものではありませんが、取り扱う産業廃棄物を明確にするため、変更届の提出により許可証の書換えを行います。詳しくは以下に示した名古屋市公式ウェブサイトのリンク先をご確認ください。

名古屋市公式ウェブサイトトップページ⇒事業向け情報⇒ごみ・環境保全
⇒ごみ⇒産業廃棄物について⇒水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等
⇒水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の許可証の書換えについて
(記入例)

また、施行日以降に当該廃棄物を取り扱う場合は、別添の1から3頁にかけて記した処理基準等を順守し、引き続き適正な処理をよろしく願います。

・別添：水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等について

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課
産業廃棄物審査係
電 話 052-972-2391
FAX 052-972-4132